

広島県告示第二百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託を受けて納付を行うことができ る歳入及び歳入歳 出外現金の内容	歳入及び歳入歳出 外現金の納付の委 託を受けることが できる期間
S B ペイメン トサービス株 式会社	東京都港区海 岸一丁目七番 一号	令和六年三月 一八日	電子申請システム を利用した行政手 続に係る手数料等	令和六年四月一日 から令和八年三月 三十一日まで